

天宗東住吉園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、天宗東住吉園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人天宗社会福祉事業会
所 在 地	大阪市平野区瓜破西2丁目10番12号
電 話 番 号	06-6701-0008
代表者氏名	理事長 土井 加津人

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	天宗東住吉園
施 設 の 所 在 地	大阪市東住吉区住道矢田2丁目12番21号
連 絡 先	電話番号 06-6797-0700 FAX 06-6797-0753
管 理 者	園長 土井 佳憲
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 10人 1歳児 26人 2歳児 28人 3歳児 32人 4歳児 32人 5歳児 32人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 90人 満1歳以上満3歳未満の児童 50人 満1歳未満の児童 10人
開 設 年 月 日	昭和50年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051004697
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.tenso-higashisumiyoshi.ed.jp/

3 施設の目的・運営方針

天宗東住吉園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1 5 4 5 . 5 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 4階建
	延べ面積	1 5 4 5 . 5 m ²
園 庭		地上園庭 945.93 (屋上 406.99 m ² を含む)

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	3 室	0 歳児クラス 1 室、1 歳児クラス 2 室
ほふく室	1 室	
保育室	8 室	2、3、4 歳児クラス各 2 室 5 歳児クラス各 1 室 他プレイルーム 1 室
遊戯室 (ホール)	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
事務室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別指導

体育あそび（外部講師により指導）（3 歳以上児）

そろばん指導（年長のみ）

表現遊び（年長のみ）

(3) 送迎

保護者の責任にて送迎を行う。

(4) その他

子育て支援センター事業を実施

6 職員の配置と勤務体系

令和6年4月1日予定

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受け、園務の一部を 整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育をつかさどる	24	20	4	看護師1名
保育補助	保育士の補助			3	子育て支援員2名
事務	事務処理をつかさどる	1	1		
警備員	園の警備を行う	2		2	

常勤：1ヶ月120時間以上（月20日以上かつ1日6時間以上）勤務の職員

非常勤：勤務時間が上記にあてはまらない職員

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<勤務体系>

職 種	勤務体系
全職種	7：30～19：00内のローテーション制

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし年末年始（12月29日～1月3日）及び日祝祭日は休園となります。また、休日等に行事を実施の場合は代休日を設けます。また8月12日（火）～16日（土）は夏季休暇としまして家庭保育の協力をお願いします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合

8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります
実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 19 時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。
（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

9 食事提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社 LEOC に委託）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	10 時頃	11 時 30 分頃	15 時 20 分頃
1 歳児	10 時頃	11 時 30 分頃	15 時 20 分頃
2 歳児	10 時頃	11 時 30 分頃	15 時 20 分頃
3 歳児		12 時頃	15 時 20 分頃
4 歳児		12 時頃	15 時 20 分頃
5 歳児		12 時頃	15 時 20 分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		委託 1 名

※ 食物アレルギー、宗教上の理由等で食べれない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

（5～3歳児は保育料無償、収入に応じて副食費を負担していただきます）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育の取組状況

当園は、特別な支援が必要な園児に対し、地域社会の中で共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を提供いたします。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	井藤医院
医院長名又は医師名	井藤 尚之
所在地	大阪市平野区瓜破2丁目1番65号ミカホーム8番1F
電話番号	06-6703-3387

(2) 歯科

医療機関の名称	佐牟田歯科医院
医院長名又は医師名	佐牟田 毅
所在地	大阪市平野区瓜破西2丁目4番3号
電話番号	06-6702-2792

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。医療機関の指定ない場合や受け入れ不可の場合は保護者に相談の上、受け入れ可能な医療機関へ連絡を行います

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	毎月1回以上
地震・水害 不審者訓練	毎年1回以上

17 子どもを虐待から守る措置

園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用
- (3) 子ども相談センターなどの関係機関との連携

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 長渡久美 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 06-6797-0700 ・FAX 06-6797-0753 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	坂井 良和	電話番号 06-6713-3363
		役職・肩書等 弁護士・税理士
	岩木 均	電話番号 06-6796-1851
		役職・肩書等 大阪府議会議員

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	大阪私保連園児事故対策共済 AIG 園児事故賠償責任保険 日本スポーツ振興センター
保険の内容	園内における怪我など一斉の保障
保険金額	5 千万円

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児	6 人	5 人	9 人
1 歳児	22 人	21 人	20 人
2 歳児	24 人	24 人	23 人
3 歳児	29 人	30 人	25 人
4 歳児	30 人	30 人	30 人
5 歳児	28 人	30 人	30 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 6 年度受審	WAMNET にて公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	問題なし

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表公示された旨

特になし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（月額）

利用者負担金（給食費、実費合算）支払

指定の口座から毎月4日（休日の場合は翌営業日）に請求とする。

項目	5歳児	4歳児	3歳児	0・1・2歳児
主食費	2,200 円			
副食費	5,000 円			
給食費 合計	7,200 円又は、2,200 円			

項目	5歳児	4歳児	3歳児	0・1・2歳児
催会費	700 円	420 円	420 円	200 円
体育指導料	600 円			
きっずノート使用料				100 円
月刊絵本代	500 円	480 円	450 円	
実費 合計	1,800 円	1,500 円	1,470 円	300 円

内容、負担を求める理由及び目的

- ・主食費・・・昼食・間食における主食代（3～5歳児全園児対象）
- ・副食費・・・昼食・間食における副食代（収入によって免除あり）
- ・催会費・・・行事に係る実費（入館料、バス代等）
- ・体育指導料・・・講師を招いての体育指導料（月2回実施）
- ・きっずノート使用料・・・きっずノートの利用料

2 延長保育に係る利用者負担

延長保育事業に係る利用者負担に係る取扱いは大阪市基準による。

支払は翌月利用時間で計算し請求とする。

<参考>

令和6年度

標準時間	18:30～19:00	1回毎	日額	300 円
	但し 10 回以上利用の場合		月額	2900 円
短時間（朝）	7:30～ 8:30	1時間毎	1時間	300 円
（夕方）	16:30～19:00			
	但し 10 時間以上利用の場合		月額	2900 円